

川崎市「はなまちガーデンリポート事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における花と緑に関する取組や活動団体を、市民自らが発掘・情報発信するとともに、交流する機会を創出することにより、市民の緑化意識の醸成及び花と緑を軸とした地域コミュニティの形成を図ることを目的に、はなまちガーデンリポート事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(主催)

第2条 本事業は、川崎市が主催するものとし、公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という）が、実施にあたり必要な事務等について行うものとする。

(所管部署)

第3条 本事業の所管部署は、建設緑政局グリーンコミュニティ推進室とする。

(事務局)

第4条 本事業の事務局は、協会に置く。

(事業内容)

第5条 本事業は、次に掲げる取組により構成する。

- 1 市民による取材及び情報発信を行う活動
- 2 花と緑に関する取組や活動の共有及び交流の機会を促進する取組

(取材及び実施方法)

第6条 本事業の取材対象、実施方法、運営その他必要な事項については、事務局が市と協議の上、定めるものとする。

(はなまちガーデンリポーターの認定)

第7条 市長は、本事業の趣旨に賛同する者を、はなまちガーデンリポーターとして認定する。

- 2 前項の認定に当たっては、本事業の円滑な実施の観点から、事務局の意見を踏まえて行うものとする。

(認定期間)

第7条 はなまちガーデンリポーターの認定期間は、認定の日から翌年度の11月30日までとする。

- 2 前項の認定期間が満了した後、引き続き適当と認められる場合は、期間満了日の翌日から翌年度の11月30日までを認定期間として更新することができる。

(認定証)

第8条 市長は、はなまちガーデンリポーターとして認定した者に対し、認定証を交付する。

(証明書)

第9条 市長は、はなまちガーデンリポーターとして認定した者に対し、当該活動にあたり証明書を発行するものとする。

2 前項に規定する証明書の作成及び発行事務は、所管部署が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月5日から施行する。

(要綱の廃止)

2 本事業の施行に伴い川崎市「わがまち花と緑のコンクール」実施要綱は、廃止する。